

葛生行政センター警備業務委託仕様書

1 目的

施設、設備等に対する火災・盗難・その他の被害を防止するとともに、万一事故発生の場合には、被害を最小限に食い止め、もって委託者の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

2 履行期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

(地方自治法234条の3に基づく長期継続契約予算額の減額等により契約内容に変更がある場合があります。)

3 警備施設名及び所在地

施設名：葛生行政センター

所在地：佐野市葛生東1丁目11番8号

4 警備対象時間

警備時間は原則として、次のとおりとする。

平日 17時15分から翌日8時30分まで

休日 8時30分から翌日8時30分まで

5 警備実施時間等

(1) 警備対象時間内で、警備対象物件が無人状態であるときとする。

(2) 自動警報装置作動開始の信号を受けた時に開始し、自動警報装置作動解除の信号を受けた時に終了する。

(3) 火災については、24時間監視体制とする。

6 警備方法

(1) 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の一般回線を利用した自動警報装置（侵入、入退館、火災、断線）使用による機械警備方式

(2) 防犯対応業務

① 受託者が設置した警備機器が異常を感知し、受託者の監視センター警報受信装置によりこれを受信したときは、遅滞なく警備員を急行させ異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたる。

② 上記により異常事態を確認後、受託者は必要に応じて関係機関に通報し、委託者指定の緊急連絡先に連絡する。

(3) 火災異常対応業務

- ① 委託者が設置した火災感知警報装置が火災を感知し、受託者の監視センター警報受信装置により、これを受信したときは、遅滞なく警備員を急行させ異常事態を確認する。
- ② 上記により異常事態を確認後、受託者は必要に応じて関係機関に通報し、委託者指定の緊急連絡先に連絡する。
- ③ 受託者が消火作業のため窓扉等を破壊した場合は、委託者は受託者に対して損害賠償しないものとする。

(4) 機動巡回対応業務

受託者は、警備対象施設内を毎日不定時夜間 1 回の機動巡回警備を行うものとする。

- (5) 警備に使用する通信回線は受託者が設置し、通信費等はすべて受託者の負担とする。

7 設置警備機器

警備機器及びこれに付帯する一切の設備について、受託者が設置し、受託者の所有に属する。

8 警備機器の取替

施設に設置した警備機器及び配線について本契約業務遂行に支障が生じ、それが自然消耗による場合に限り、受託者の負担により補修を行うものとする。但し、増改築等の委託者の都合により警備機器及び配線に変更が生じたときは、委託者はその取替に必要な実費費用を負担し、受託者がその取替又は配線工事を行うものとする。

9 警備警戒区域及び警備に必要な機器

警備警戒区域	警備に必要な機器	個数
行政センター事務室	立体警戒型熱線センサー(パッシブセンサー)	4 個
多目的室	立体警戒型熱線センサー(パッシブセンサー)	1 個
1 階倉庫	立体警戒型熱線センサー(パッシブセンサー)	1 個
ホール	立体警戒型熱線センサー(パッシブセンサー)	1 個

監視室兼相談室	警備自動警報装置	1 台
	立体警戒型熱線センサー(パッシブセンサー)	1 個
廊下	立体警戒型熱線センサー(パッシブセンサー)	2 個
図書館事務室	立体警戒型熱線センサー(パッシブセンサー)	1 個
図書室	立体警戒型熱線センサー(パッシブセンサー)	5 個
学習コーナー	立体警戒型熱線センサー(パッシブセンサー)	1 個
2 階防災用備蓄倉庫	立体警戒型熱線センサー(パッシブセンサー)	1 個
通用口	警備警戒・解除装置（出入管理機器）	1 台
	屋外用警報灯（異常時に点滅するもの）	1 台

上記以外の警備機器でも、確実に侵入を監視できる機器であれば、設置可能とする。

1 0 報告

- (1) 受託者は、月間の警備状況報告書（入退館記録・異常信号履歴等）を毎月 7 日までに委託者に提出する。
- (2) 受託者は、異常確認等の確認のため施設に入館する場合、警備状況報告書を指定された場所に提出する。

1 1 緊急連絡先

- (1) 委託者受託者両者は、あらかじめ緊急連絡先の名簿を提出する。
- (2) 緊急連絡先に変更が生じた場合は、遅滞なく通知する。

1 2 警備対象施設における指示事項

警備対象施設において、必要に応じて指示する事項については、文書で通知するものとする。

1 3 警備機器の保守点検

受託者は警備機器が適切に作動するよう、適宜、装置の保守点検を実施し、その都度速やかに、結果報告書を委託者に提出する。

1 4 鍵等の預託

警備実施に必要な鍵等は、委託者受託者相互に預託し、それぞれ厳重な取り扱いと保管をなすものとする。

1 5 警備機器の設置及び撤去

警備機器の設置及び撤去費用は受託者の負担とするものとする。

1 6 その他

この仕様書に定めのない特別な事項が生じたときは、その都度委託者と受託者が協議して定めるものとする。